

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月22日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田と高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「別表の(8)」を「別表の(12)」に、「別表の(20)から(23)」を「別表の(24)から(27)」に改める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条に見出しとして「（病気休暇及び特別休暇の承認）」を付し、同条中「（前条に規定するものを除く。）」を削る。

第22条第2項を削る。

別表中

|   |   |
|---|---|
| <p>(10) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合</p> | <p>出産予定日前6週間目に当たる日から出産の日までの請求した期間。ただし、本人の請求があつた場合には、出産予定前につき2週間延長することができる。</p>  |
| <p>(11) 女子職員が出産(妊娠85日以上分娩をいう。)した場合</p>                    | <p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</p>  |
| <p>(12) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために授乳や保育園等への送迎等を行う場合</p> | <p>1日2回、それぞれ30分以内の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求にかかる家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)がこの号の休暇を使用とする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認、又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた期間を超えない期間)</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(10) 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合</p> | <p>出産予定日前8週間目に当たる日から出産の日までの請求した期間</p>   |
| <p>(11) 女子職員が出産(妊娠85日以上分娩をいう。)した場合</p>                    | <p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>   |
| <p>(12) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために授乳や保育園等への送迎等を行う場合</p> | <p>1日2回、それぞれ30分以内の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において単に「養子縁組里親」という。))若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。)がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。